

NHK ラジオは2月15日、「過疎地域自立促進市町村計画」に基づいて人口減少が進む自治体が行う各種の事業に要する経費について、①国の負担又は補助の割合を引き上げる、②過疎対策事業債（平成28年度地方債計画では4,200億円）の充当率をかさ上げし、元利償還金（7割）の交付税措置を行うことを内容とするいわゆる過疎法の改正案を、自民党が今の国会で成立させる方針だと報じた。

土地総合研究所が総務省に照会したところでは、今回自民党が検討しているのは法律の過疎地域の地域指定要件の実質的な見直しではなく、地域指定要件のベースになっている国勢調査の人口データの判断材料に、平成22年までの国勢調査に留まらず、最新の平成27年国勢調査の結果を反映させようというものであり、これが実現すれば、人口減少市町村数がこの5年中に増加しているため、新たに岩手県陸前高田市や神奈川県真鶴町など15府県の20市町村が過疎地域の指定要件を満たし、現在過疎地域のない神奈川県を含め、すべての都道府県に過疎地域が存在することになるといえる。

いわゆる過疎法は、人口減少等が進む自治体を支援する法律で、この法律に基づいて過疎地域に指定されれば、上記のような国の財政支援が受けられ、現在は、全国約1720の自治体の46%に当たる797の自治体が、過疎地域に指定されている（図表1）。

これまでの過疎法の変遷を見ると、概して年率の人口減少率、財政力指数などの指定要件は緩められる方向にあり、適用対象市町村数の割合も、過疎法が初めて制定された昭和40年代の20%台から次第にウェイトを高め、現在では全体の約半数近くにまで達している。過疎＝「過度に疎」という性格が弱まり、人口減少に伴う諸課題に対処するために、広く比較的財政力が相対的に弱い市町村行政の下支えを行うという性格を強めているように思われる。このことは、例えば、現行法では、平成12年の過疎法改正時に、地域指定の目的の一つに「美しく風格のある国土の形成」という過疎という概念とは必ずしも対応関係にない要素が加わったり、また、平成22年改正時には、過疎対策事業債のソフト事業への拡充により、支援事業の対象が、集落の衰退、街並み景観の悪化に対処するための例えば、デマンドバス運行への支援、空き家アドバイザーの設置など、必ずしも過疎地域に特有の地域課題とは言い切れない事業等が追加されている。

2月28日朝のNHK「おはよう日本」は、国土交通省の調査による人口減少社会の新たな局面として、過去5年間に全国で消滅した集落数が190にのぼっていることを報じた。奈良県十津川村・今西集落は、かつては20世帯以上が暮らしていたが、住民が3世帯5人に減り、今西集落の住民の移住先として、現在、村の中心部に村営住宅を整備中であり、今西集落は早ければ4月にも消滅することになったという。過疎が顕在化する前に手を打つことの重要性を強調する明治大学の小田切徳美教授のコメントが紹介された。

過疎法制定後50年を経過し、当時の国土の均衡ある発展を実現するために、ハンディを負った地域の底上げを図るための仕組みは、2050年には国土の2割が無居住化し、残り8割の半分に相当する国土の4割で人口減少が2010年に比して50%以上になるという大変革を見通して一昨年に閣議決定された、コンパクト＋ネットワークを目指す新しい国土政策の今後の展開を展望すると、例えば、同様にハンディを負う地域として、財政上の特別措置等が講じられている「辺地」等の取扱いを含めて、過疎地域の

概念や支援の哲学も大きな変容を遂げなければならない時期を迎えているように思われる（図表2）。

（図表1）過疎対策法の主なこれまでの変遷

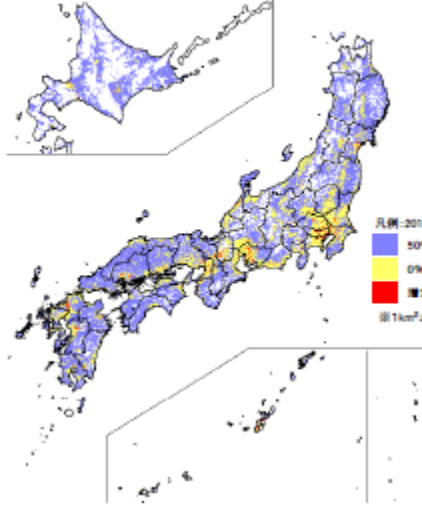
	期間（年度）	人口減少率要件	目的(特徴的なもの)	財政力指数要件	適用対象市町村数(当初)
過疎地域対策緊急措置法	昭 45～54	10%以上（昭 35～40）	人口の過度の減少防止	0.4 未満	776/3280 (23.7%)
過疎地域振興特別措置法	昭 55～平元	20%以上（昭 35～50）	雇用の拡大	0.37 以下	1119/3255 (34.3%)
過疎地域活性化特別措置法	平 2～11	25%以上（昭 35～60）	地域の活性化	0.44 以下	1143/3245 (35.2%)
過疎地域自立促進特別措置法	平 12～32(注 1)	33%以上(昭 40～平 22) (注 2)	・地域の自立 ・美しく風格のある国土の形成	0.49 以下	797/1719 (46.4%)

(注) 1. 平成12年に改正された過疎地域自立促進特別措置法は、10年間を経た平成22年に一部改正され、さらに、そこから5年間を経た平成26年に6年間の延長が行われて今日に至っている。

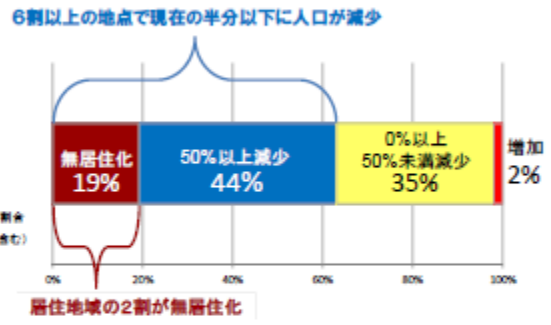
2. 平成12年改正時の過疎地域自立促進特別措置法の地域指定基準には、標記のもののほか、高齢者比率、若年者比率を加味して行うものも認められている。

（図表2）国土のグランドデザインが示す2050年の人口減の姿

【2010年(平成22年)を100とした場合の
2050年(平成82年)の人口増減状況】



【人口増減割合別の地点数】



出典)新たな「国土のグランドデザイン」(骨子)参考資料(H26.3)より抜粋

(荒井 俊行)